

健康保険法の一部改正（令和4年10月施行）

- ◎ 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し・・・1
- ◎ 育児休業中の社会保険料免除要件の見直し・・・・・・・・2
- ◎ 適用拡大について（101人以上）・・・・・・・・3～4

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

【2割負担の所得基準】

①課税所得が28万円以上 かつ ②年収200万円以上

- ① 所得上位30%（現役並み所得者を除くと23%）
- ② 単身世帯の場合。複数世帯の場合、後期高齢者の年収合計が320万円以上。（政令）
 - 対象者は約370万人（被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。）

【施行日】

令和4年10月1日

【配慮措置】

外来について、施行後3年間、1か月分の負担額を最大でも3,000円に収まるような措置を導入

【財政影響】（2022年度満年度計算）

22年度はこの半分となる

給付費	後期高齢者支援金	後期高齢者保険料	公費
▲1,880億円	▲720億円	▲180億円	▲980億円

短期の育児休業の取得に対応して、月内に14日以上育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除することとする。

賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

現行は標報（毎月の保険料）も
賞与保険料も免除要件は同じ

現行（標報）	現行（賞与）
【免除要件】 月末において育児休業等を取得している	



改正後（標報）

【免除要件】

月末において育児休業等を取得している
または
同月内に14日以上育児休業等を取得している

改正後（賞与）

【免除要件】

月末において育児休業等を取得している
かつ
育児休業等を1か月超取得している

- ① 異なる2つ以上の育児休業等の期間が連続している場合には、併せて1つの育児休業等とみなす措置が導入される

法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大される。
従前の制度との変更点は以下のとおり。

令和4年10月からの改正

人数の判定は「法人単位」

「特定適用事業所」（適用拡大の対象となる事業所）の要件

（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所

（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時**100**人を超える事業所

「短時間労働者」の適用要件

（変更前）雇用期間が1年以上見込まれること

（変更後）雇用期間が**2か月を超えて**見込まれること（通常の被保険者と同じ）

令和6年10月からの改正

「特定適用事業所」の要件

（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所

（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時**50**人を超える事業所

※ 短時間労働者の適用要件についての変更はありません

要件早見表

令和4年度の改正

対象	要件	平成28年10月～ (現行)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時 100人 超	常時 50人 超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して 2か月を超えて 使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生でない	変更なし	変更なし

適用拡大特設サイト

厚生労働省HPに適用拡大の特設サイトが設けられています。(出典：厚労省HP)



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

